

# 第3期障がい者計画 (計画期間:平成30~35年度)


障害者基本法に基づき、障がい者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を示します。

### ●障がい者施策の基本理念●

きょう せい しゃ かい すい しん  
 ~共生社会の推進~

みと あ せい ちよう  
**認め合い、ともに成長し、**

じ ぶん じつ かん  
**自分らしさを実感できるまち**



病気や障がいという枠で個人を捉えることなく、地域で暮らしているすべての市民が仲間として認め合い、地域づくりを一緒に進める中でともに成長していくまちづくりの基盤として共生社会を推進し、「自分らしさを実感できるまち」を実現します。

### ●計画推進の3つの視点を踏まえた基本目標●

計画推進の視点	基本目標
<p><b>1</b> 震災からの復興とともに進める、地域共生社会の推進</p>	<p><b>1</b> 『共生』… お互いを理解し、認め合うまち</p> <p>主に、相互理解、人権・権利擁護の分野において、障がい者の権利が尊重され、地域の一員として、あらゆる活動に参加する機会が確保される、地域共生社会を推進します。</p>
<p><b>2</b> 「切れ目」のない、きめ細かい柔軟な支援</p>	<p><b>2</b> 『安心』… 病気や障がいを地域で支えるまち</p> <p>主に、生活支援、保健・医療、生活環境の分野において、障がい者一人ひとりの状態に応じ、ライフステージを通じて、本人が希望する幸せと暮らしやすさの実現に向けて、一貫して決め細かく、柔軟に支援する体制づくりを進めます。</p>
<p><b>3</b> 支え合い、成長し合う、協働のまちづくり</p>	<p><b>3</b> 『輝き』… ともに成長し、みんな一緒に活動するまち</p> <p>主に、教育・育成、雇用・就労、社会参加の分野において、障がい者を取り巻く様々な課題に対し、「自助・互助・共助・公助」を組み合わせた取り組みにより、あらゆる活動機会を通じてお互いに認め合い、ともに成長し合う、協働のまちづくりを進めます。</p>

## ● 障がい者施策の展開 ●

### 基本目標 1 『共生』… お互いを理解し、認め合うまち

<b>施策1</b> <b>相互理解</b> 病気や障がいの理解促進	<b>1-1</b> 地域における交流の推進	①身近な交流・ふれあう機会の拡大 ②地域活動における団体同士の連携促進 ③ボランティア活動を通じた相互理解の促進
	<b>1-2</b> 市民及び市職員の意識啓発	①市民が病気や障がいを学ぶ機会の充実 ②子ども達への福祉教育の推進 ③公共サービス従事者に対する研修の充実

成果指標	基準値 (平成29年度)	目標値 (平成35年度)	出典
差別や偏見を「特に感じない」障がい者の割合	62.7%	<b>75%以上</b>	障がい者アンケート

<b>施策2</b> <b>人権・権利擁護</b> 差別禁止と虐待防止の推進、権利擁護の普及	<b>2-1</b> 差別禁止に向けた啓発と相談体制の充実	①病気や障がいに対する差別の解消 ②差別に対する支援体制の充実
	<b>2-2</b> 権利擁護の利用支援	①権利擁護制度の周知と利用促進 ②権利擁護を支援する体制の充実 ③消費生活支援の充実 ④選挙における配慮
	<b>2-3</b> 障がい者への虐待防止の推進	①虐待防止に関する意識の啓発 ②虐待防止に向けた体制の充実 ③施設などにおける虐待防止の推進

成果指標	基準値 (平成29年度)	目標値 (平成35年度)	出典
成年後見制度の年間利用者数	7人	<b>9人以上</b>	実績
日常生活自立支援事業(まもりーぶ)の年間利用者数	6人	<b>8人以上</b>	実績
日常生活自立支援事業、成年後見制度を「知っている」障がい者の割合	14.5%	<b>20%以上</b>	障がい者アンケート

## 基本目標 2

# 『安心』… 病気や障がいを地域で支えるまち

<b>施策3</b> <b>生活支援</b> 地域生活を支える 支援の充実	<b>3-1</b> 情報提供の充実、支援体制の充実	①迅速な情報提供の推進 ②利便性と専門性を兼ね備えた相談体制の充実 ③障がい者を支援する環境づくりの推進
	<b>3-2</b> 多様な主体と連携した生活支援の充実	①多様な主体による活動の促進 ②ニーズに応じた支援・サービス基盤の充実 ③介助者支援の充実

成果指標	基準値 (平成29年度)	目標値 (平成35年度)	出典
市役所の窓口や相談支援事業所を「相談しづらい」と感じる障がい者の割合	7.2%	<b>5%以上</b>	障がい者アンケート

<b>施策4</b> <b>保健・医療</b> 健康支援と 医療環境の充実	<b>4-1</b> ライフステージに沿った病気や障がいの予防と早期発見	①障がいの早期発見、生活習慣病や骨折の予防 ②精神疾患の予防と早期治療の推進
	<b>4-2</b> 医療体制の充実	①安心して受診できる医療体制の充実

成果指標	基準値 (平成29年度)	目標値 (平成35年度)	出典
安心して相談できる医師が「いない」障がい者の割合	12.9%	<b>10%以上</b>	障がい者アンケート
医療に関して「特に困ったことはない」障がい者の割合	39.6%	<b>50%以上</b>	障がい者アンケート

<b>施策5</b> <b>生活環境</b> 生活環境における病気 や障がいへの配慮	<b>5-1</b> 障がい者の安全対策の推進	①障がいの特性を考慮した減災対策の推進 ②障がい者を守る安全対策の推進
	<b>5-2</b> 誰もが暮らしやすい住環境の整備	①病気や障がいに配慮した住環境の整備 ②利便性を考慮した移動手段の確保

成果指標	基準値 (平成29年度)	目標値 (平成35年度)	出典
「災害に備えた準備をしている」障がい者の割合	46.1%	<b>60%以上</b>	障がい者アンケート

### 基本目標 3

## 『輝き』… ともに成長し、みんな一緒に活動するまち

<b>施策6</b> <b>教育・育成</b> 障害児の成長を支える 保育・教育の充実	<b>6-1</b> 適切な療育の推進	①乳幼児期の療育体制の推進
	<b>6-2</b> 障がい児の保育と教育環境の充実	①障がい児保育の推進
		②学校及び地域の教育環境の充実
		③特別支援教育の充実

成果指標	基準値 (平成29年度)	目標値 (平成35年度)	出典
「個別の教育支援計画」の作成 (※用語説明)	就学する 障がい児全員	就学する 障がい児全員	実績

※個別の教育支援計画とは、福祉、医療、労働等の関係機関が連携して、障がいのある幼児や児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画。中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うため、学校において作成する。

<b>施策7</b> <b>雇用・就労</b> 障がい者の 就労促進	<b>7-1</b> 障がい者の就労支援	①多様な働き方の支援
	<b>7-2</b> 障がい者の雇用拡大	①障がい者雇用の促進

成果指標	基準値 (平成29年度)	目標値 (平成29~32年度)	出典
障がい福祉計画で定める 一般就労移行者数の目標達成	3人	5人	実績

※平成35年度末は障がい福祉計画<第6期>の成果目標に準ずる。

<b>施策8</b> <b>社会参加</b> 社会参加を通じた 共生社会の推進	<b>8-1</b> 障がい者の社会参加の促進	①障がい者の地域活動への支援
	<b>8-2</b> 障がい者と共生する地域づくりの推進	①地域活動における合理的配慮の普及

成果指標	基準値 (平成29年度)	目標値 (平成35年度)	出典
地域の行事や活動に「参加しない」 障がい者の割合	25.4%	20%以下	障がい者 アンケート

# 第5期障がい福祉計画 (計画期間:平成30~32年度)

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示します。



## ●平成32年度の成果目標●

### 成果目標1 入所支援利用者の地域生活移行

項目	目標
(参考)平成28年度末時点の入所者数(A)	35人
(参考)平成32年度末の施設入所者数(B)	34人
【目標値】削減見込数(A-B)(削減率)	1人(2.9%)
【目標値】地域生活移行者数(施設入所からグループホームなどへの移行人数) (平成28年度末入所者数に対する移行人数割合)	3人(9.3%)

### 成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### ①地域包括システムの構築の協議の場と設置状況

既存の障害者総合支援協議会の部会を活用し、精神科医療に携わる関係者を交えて協議できる環境を平成32年度末までに整備します。



#### ②精神病床における長期入院患者数と退院率

精神科医療関係者とのきめ細かい連携体制を整備し、長期入院の精神障がい者の地域移行を推進します。

項目	目標	備考
(参考)1年以上の長期入院患者数(A)	56人	県の推計と調整による。 (内訳)65歳未満23人、65歳以上33人
【目標値】平成32年度末時点の地域移行に伴う 基盤整備量(利用者数)	11人 (19.6%)	(A)から退院率18%以上を基本とする。 (内訳)65歳未満5人、65歳以上6人

### 成果目標3 地域生活支援拠点等の整備

平成28年度設置の障害者総合支援協議会プロジェクトチームの活動を活かし、平成32年度末までに、市単独で面的整備型の体制づくりを進めます。石巻圏域において連携を図る体制も検討しつつ、必要に応じて整備します。

### 成果目標4 福祉施設からの一般就労移行

区分	項目	目標
①一般就労移行	【目標値】平成32年度末の一般就労移行者数 (実績に対する目標割合)	5人 (166%)
②就労移行支援事業の利用者	【目標値】平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数 (実績に対する目標割合)	10人 (142.9%)
③就労移行率が3割以上である 就労移行支援事業所の割合	【目標値】平成32年度末の就労移行率が3割以上である 就労移行支援事業所の割合	100%
④就労定着支援による支援開始1年後の 職場定着率	【目標値】平成31年度の職場定着率	80%
	【目標値】平成32年度職場定着率	85%

## ● 障害福祉サービス見込み・確保策 ●

分類	サービス	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	時間分	1,050	1,075	1,100
		人	90	95	100
日中活動系サービス	生活介護	人日分	2,185	2,261	2,337
		人	115	119	123
	自立訓練(機能訓練)	人日分	1	1	1
		人	2	2	2
	自立訓練(生活訓練)	人日分	200	240	280
		人	10	12	14
	自立訓練(宿泊型)	人日分	45	45	45
		人	3	3	3
	就労移行支援	人日分	104	117	130
		人	8	9	10
	就労継続支援(A型)	人日分	600	640	680
		人	30	32	34
	就労継続支援(B型)	人日分	1,246	1,281	1,318
		人	68	70	72
就労定着支援(※平成30年度創設)	人	0	1	2	
療養介護	人	11	12	13	
短期入所	人日分	200	206	212	
	人	62	64	66	
居住系サービス	自立生活援助(※平成30年度創設)	人	1	2	3
	共同生活援助(グループホーム)	人	63	66	68
	施設入所支援	人	35	35	34
相談支援	計画相談支援	人	27	27	28
	地域移行支援	人	5	6	7
	地域定着支援	人	1	2	3
その他サービス	補装具費の給付・貸与(※貸与は平成30年度創設) 自立支援医療費	—	適切な給付実施		

(数値は1か月あたり)

## ● 地域生活支援事業見込み・確保策 ●

分類	事業	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
自治体の必須事業	理解促進研修・啓発事業	—	広報活動、研修会の実施			
	自発的活動支援事業	—	市民の主体的活動の支援実施			
	相談支援事業					
	①障害者相談支援事業 (基幹相談支援センターの設置)	箇所	3	3	3	
		設置の有無	有	有	有	
	②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	
	③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	
	成年後見制度利用支援事業	人	5	6	7	
	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	
	意思疎通支援事業					
	①手話通訳者派遣事業	人	2	2	2	
		件	10	10	10	
	②要約筆記者派遣事業	人	1	2	2	
		件	1	2	2	
	日常生活用具給付等事業 助成対象者数	人	40	40	40	
手話奉仕員養成研修事業	人	10	10	10		
移動支援事業	箇所	7	7	7		
	時間	1,260	1,330	1,400		
	人	36	38	40		
地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1		
	人	9,000	9,050	9,100		
自治体の任意事業	訪問入浴サービス事業	人	4	5	5	
		回	432	540	540	
	日中一時支援事業	箇所	4	4	4	
		人	40	42	45	
	社会参加促進事業	回	1,600	1,680	1,800	
社会参加促進事業	件	4	4	4		

(数値は実利用数)

各サービス・事業について、利用者の増加に対応できるよう、計画的なサービスの提供、サービスの質の維持・向上、ヘルパーの育成、利用者への情報提供や移動手段の確保に努める。

# 第1期障がい児福祉計画 (計画期間:平成30~32年度)

児童福祉法に基づき、障がい児支援の提供体制の整備目標などを示します。

## ●障がい児支援の提供体制確保の基本方針●

- ①障がいの可能性を把握した段階から、障がい児本人及びその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。
- ②障がい児のライフステージ(人生の各段階)に沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関の連携をさらに進め、継続的で一貫した支援を提供する体制強化を図ります。
- ③誰もがあらゆる活動に参加し、交流する中で、障がいのある子、ない子がともに成長する地域の包容力(インクルージョン)を高め、障がい児支援を通して、地域共生社会の形成を推進します。

## ●平成32年度の成果目標●

### 成果目標1 児童発達支援センターの設置

設置されている児童発達支援センター1か所について、充実に努めます。

### 成果目標2 保育所等訪問支援の実施

関係機関と連携し、引き続き、保育所等訪問支援を実施します。

### 成果目標3 重症心身障害児の支援事業の実施

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については既に確保しているため、引き続き、事業継続を支援します。

### 成果目標4 医療的ケア児支援の協議の場の設置

本市では、平成30年度末までに、医療的ケア児(※用語説明)が適切な支援を受けられる体制の「協議の場」を障害者総合支援協議会の既存部会に位置付けます。

※医療的ケア児とは、人工呼吸器や胃ろうなどを使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児。



## ● 障がい児支援事業の見込み ●

分類	事業	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児通所支援等	①児童発達支援	人日分	420	420	420
		人	30	30	30
	②医療型児童発達支援	人日分	1	1	2
		人	1	1	2
	③居宅訪問型児童発達支援	人日分	5	5	5
		人	1	1	1
	④放課後等デイサービス	人日分	650	670	690
		人	65	67	69
⑤保育所等訪問支援	回	6	7	8	
	人	6	7	8	
障害児相談支援	障がい児相談支援	人	9	9	9
医療的ケア児を支援する体制構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者総合支援協議会の既存部会に「協議の場」を位置付け(平成30年度末)</li> <li>● 医療的ケア児を支援する地域づくりのコーディネーター機能を基幹相談センターに配置努力(平成32年度末)</li> <li>● 医療的ケア児コーディネーターの養成支援</li> </ul>				

(数値は1か月あたり)

## 計画の推進体制(各計画共通)

①計画推進委員会の開催	● 施策の進捗状況の点検・評価
②障害者総合支援協議会による進捗確認	● サービスの確保及び質の向上の検討
③庁内連携体制の充実	● 担当課を中心に関連部署との連携により、計画を着実に推進
④当事者団体、関係機関、ボランティア団体などの主体性発揮	● 本市と各団体との連携強化を図り、相互に協力しながら、計画を着実に推進
⑤計画の周知と啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画の内容や進捗状況を広報やホームページ、各団体などを通じて周知</li> <li>● 障がい者自身も市民も福祉の担い手であることの意識啓発(地域ぐるみの支え合い推進)</li> </ul>
⑥サービスの円滑な実施 (障害福祉サービスの基盤整備)	● 障害福祉サービスの基盤整備(サービス事業者の確保、人材確保など)
(サービスの適正な支給決定)	● 正確・公平な支給認定、障がい者のニーズ(意向・要望)に応じたサービスの支給決定
(サービス及び事業の質の向上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者の権利と安全確保に最大限配慮</li> <li>● サービス事業所の職員研修の充実</li> <li>● 平成30年度創設の障害福祉サービス等の情報公表制度を速やかに周知</li> <li>● サービス及び事業の利用・提供にあたって、障がい者本人の意思決定を尊重</li> </ul>



■発行年月：平成30(2018)年3月  
 ■編集・発行：東松島市 高齢障害支援課 障害福祉班  
 〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸 36 番地 1  
 電話番号 0225-82-1111 (障害福祉班)  
 F A X 0225-82-1392 (障害福祉班)  
<http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp>